

器の技術上の規格を定める省令第 53 条など) を設け (昭和 62 年)、規格省令に適合しないがこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化を図った。この特例条項は、その後の検定対象機械器具等の改良や性能向上に大きな役割を果たしてきたが、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」などの枠組み内での弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどからあまり適用されて来なかった。

「法第 17 条第 3 項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることから、以上のような事情も考慮して、今回、令第 37 条を改正し、検定対象機械器具等の範囲から除くこととした。

【特殊消防用設備等と遡及適用】

既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に基づく遡及適用の規定は、「特殊消防用設備等」については適用されない。

これは、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号の規定が、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代 (昭和 49 年) に、大阪市千日デパートビル火災 (昭和 47 年、118 人死亡)、熊本市大洋デパート火災 (昭和 48 年、100 人死亡) などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも遡及的に設置させることを目的として制定されたものであり、一方、特殊消防用設備等については、その防火安全性能について、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものであることから、両条文の制定趣旨を勘案して遡及適用の対象としなかったものである。

【消防防災システムの高度化推進要綱】

著しく大規模化、高層化、複合化等が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模、構造、複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置されることが多い。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和 61 年消防予第 171 号) による技術的知見を踏まえ、平成 9 年に「総合消防防災システムガイドライン」(平成 9 年消防予第 148 号) として示しているところである。

しかしながら、総合消防防災システムが、設置される防火対象物の状況に応じて的確に機能するかどうかについては、現在のところ一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総

合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠である。

このため、本年6月、消防庁次長から「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」（平成16年消防予第66号）を示し、現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システムや高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの（複数の総合操作盤を設置する場合なども該当する）については、積極的に特殊消防用設備等としてとらえることにより、消防防災システムの高度化を促進していくこととしている。

なお、消防防災システムの高度化を促進するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」とセットで行ってきた消防庁長官表彰制度については、「特殊消防用設備のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰する」という形で存続することとした。

4 性能規定化に関連する諸改正

〔令第32条の改正〕

従来、消防長又は消防署長は、「①（個別の）防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができる」と認められる場合」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができることとされており、一方、国は政令で技術上の基準を定めるのみで、そのような場合の取扱いについては消防長等に委ねることとされていた。

今回、消防法に性能規定が導入され、令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルートと法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルートが創設されたが、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になった。

このため、今回の政令改正で②については削除することとされたが、残る①が従来のままだと、通常の技術上の基準を適用しないことができるためには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、令第32条の適用範囲が著しく限定されることとなる。

今回の改正では、建物の防火安全性が高まって来ていること、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧令第32条の「火災

の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件を「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改めたところである。

[指定機関から登録機関へ]

消防の用に供する機械器具等は、日常的に使用されることがない一方で、火災時には確実に作動することが求められるものであるため、日本消防検定協会又は総務大臣の指定を受けた者（指定検定機関）による検定制度の対象となっていた。

今回、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議検定）において、「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、……、国の関与を最小限とし、……、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（登録機関）による検査・検定等の実施とする。」という政府の基本方針が示されたことを踏まえ、従来の指定検定機関制度を、いわゆる登録検定機関制度に移行することとした。

これと並行して、法第 17 条の 2 で、特殊消防用設備等の性能に関する評価を行う機関として日本消防検定協会と並んで「法人であって総務大臣の登録を受けたもの」を定めたのも同様の趣旨に基づくものである。なお、改正法が施行された 6 月 1 日に、この性能評価機関として（財）日本消防設備安全センターが登録された。

また、従来、消防用設備等が設置された場合の消防長等による設備等技術基準への適合性検査の簡略化の観点から、規則第 31 条の 4 により指定認定機関による認定制度を設けていたが、この制度についても、前述の政府の基本方針を受け、3 月 26 日の規則改正において、登録認定機関制度に移行することとした。

終わりに

消防用設備等は、昭和 35 年に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はなかったが、今回の性能規定の導入により、全く新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されていくことになる環境が整備された。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかして判断しなければならない、ということである。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が斬新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかも知れないが、とにかく、「基準にあっているから合格、いないから不合格」ではなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになる。

審査する消防機関としては、規定が複雑化し判断も難しくなるなど大変になる面もあると思うが、「国民の防火安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める」という政府全体の方針を踏まえて新たな仕組みが構築されたという事情をよく理解し、「性能規定化」を梃子とした新たな消防用設備等の開発などに積極的に対応してほしいと思う。

3 消防法改正条文新旧対照表（抜粋）

○ 第二条による改正（消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号））

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>消防法目次 第一章～第四章（略） 第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等 第四章の三 日本消防検定協会等 第五章～第九章（略） 附則（略）</p> <p>第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>② ③ 第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設</p>	<p>消防法目次 第一章～第四章（略） 第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等 第五章～第九章（略） 附則（略）</p> <p>第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従つて、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>②（略）</p>
<p>備等設置維持計画」という。）に従つて設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>第十七条の二 前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この章において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。）を受けなければならない。</p> <p>② 性能評価を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画その他総務省令で定める書類を添えて、協会又は前項の規定による登録を受けた法人に申請しなければならない。</p> <p>③ 協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果（次条第一項及び第二項において「評価結果」という。）を前項の申請をした者に通知しなければならない。</p> <p>第十七条の二の二 前条第三項（第十七条の二の四第三項において準用する場合を含む。）の評価結果の通知を受けた者が第十七条第三項の認定を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価結果を記載した書面を添えて、総務大臣に申請しなければならない。</p>	

② 総務大臣は、前項の申請があつたときは、同項の設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面により、当該申請に係る設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等が第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、当該性能を有していると認められるときは、同条第三項の規定による認定をしなければならない。

③ 総務大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、その旨を関係消防長又は関係消防署長に通知しなければならない。この場合において、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十七条の二の三 総務大臣は、第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができる。

一 偽りその他の不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したとき。

二 設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるとき。

② 第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

③ 前二条の規定は、前項の規定により総務大臣が承認する場合について準用する。

④ 第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十七条の二の四 総務大臣は、協会又は第十七条の二第一項の規定による登録を受けた法人が、性能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようとする者の申請に基づき当該性能評価を行うことができる。

② 総務大臣は、前項の規定により性能評価の全部又は一部を自ら行う場合は、あらかじめ、当該性能評価を行う期間を公示しなければならない。

③ 第十七条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により総務大臣が性能評価を行う場合について準用する。

④ 第一項の規定により総務大臣の行う性能評価を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を別に納付しなければならない。

第十七条の二の五 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際

第十七条の二 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存